第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２７年（フ）第５８号
福島県会津若松市御旗町10番24号レオパレスオアシス205号、前住所福島県会津若松市門田町大字年貢町字大道東410番地の２　しののめ荘６号
債務者　吉田　一成
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
福島県南会津郡南会津町田部字下原206番地12、前住所福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3461番地１ヒグチハイムⅠ　103号室
債務者　渡部みなみ
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
愛知県一宮市起字用水添36番地　にしき荘
債務者　伊佐　眞市
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２１７号
奈良市東紀寺町３丁目２番３－107号
債務者　岡田　　薫
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２５７号
奈良県生駒市辻町751番地１　ふぁみーゆ605
債務者　谷野　　亨
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１７５号
香川県高松市高松町1942番地３
債務者　井原　操子（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７６号
香川県高松市高松町1942番地３
債務者　井原　　稔
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７７号
香川県高松市高松町1942番地３
債務者　井原　敬士
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２号
島根県浜田市竹迫町2895番地４
債務者　阿郷　　博
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第４４号
愛知県安城市今池町３丁目２番35号　シャングリラ今池Ⅱ－202、申立時の住所香川県丸亀市垂水町390番地５
債務者　山路　祥人
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１１９号
茨城県下妻市高道祖4394番地３　雇用促進住宅１－504号室
債務者　大竹奈緒美
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５６号
茨城県古河市長谷町49番11号　フレグランス21Ａ－201号
債務者　登坂　真樹
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１６８号
茨城県筑西市乙652番地16
債務者　佐藤　裕一
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１７５号
茨城県筑西市布川1048番地11、前住所茨城県筑西市玉戸1045番地10
債務者　長谷川みどり
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１７６号
茨城県桜川市金敷532番地
債務者　田中　勇二
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１７７号
茨城県筑西市下平塚608番地６
債務者　大山　由理
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６０３号
千葉県船橋市高野台１丁目17番53号、申立時の住所千葉県船橋市八木が谷１丁目37番32号
債務者　黒木　優子（旧姓真道）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係